

不適切な保育防止のための 草加市ガイドライン

～保育の質の向上をめざして～

令和6年3月

草加市子ども未来部保育課

目次

1. 豊かに育つ草加のこどものために…………… P 1
2. ガイドラインの趣旨…………… P 2
3. 不適切な保育とは？…不適切な保育の種類…………… P 3
4. 不適切な保育が疑われる事案の対応…………… P 5
5. 不適切な保育が疑われる事案発生時の対応フローチャート…… P 7
6. 質の高い保育を目指して…………… P 8

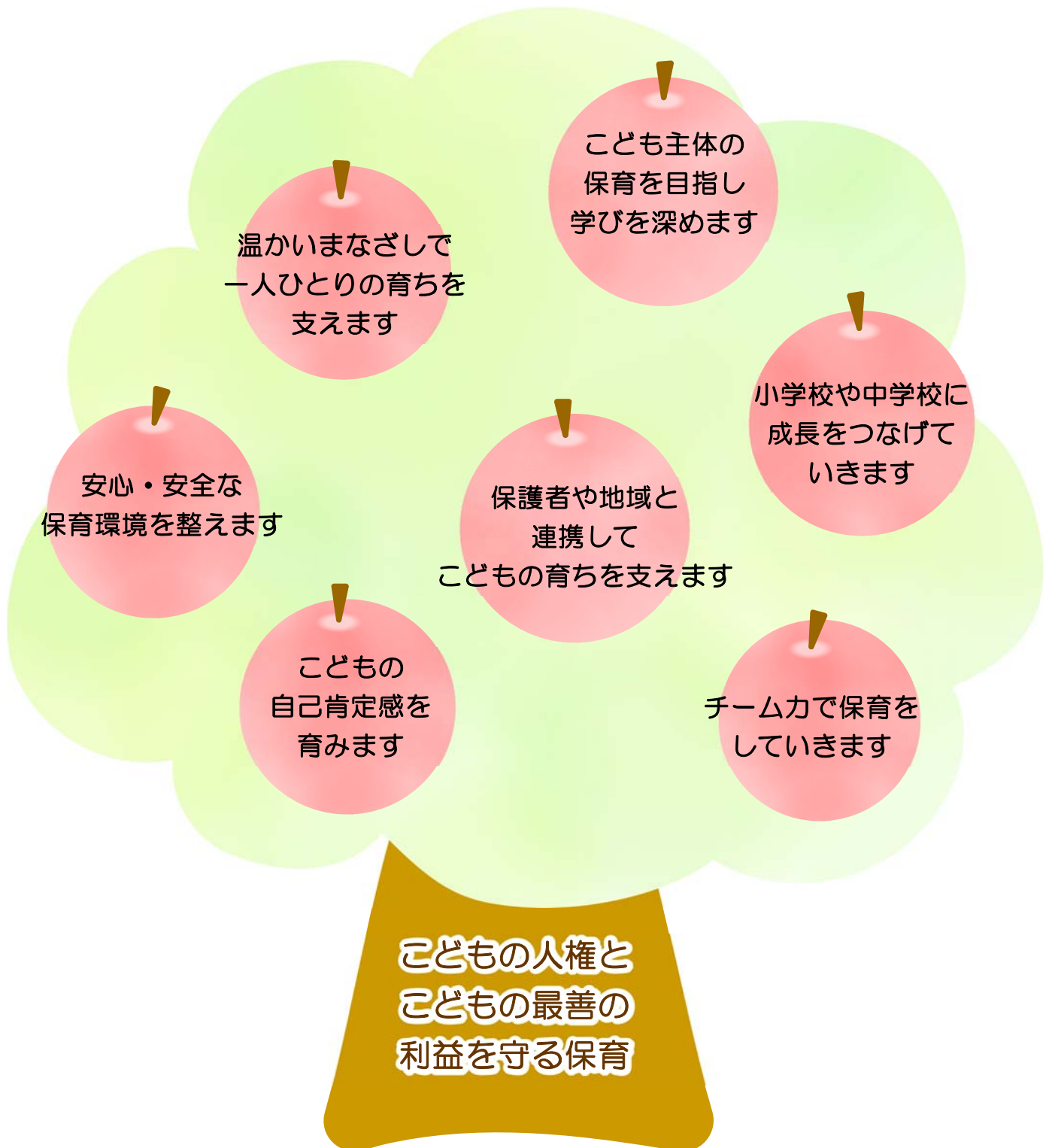
別冊

園内研修用ワーク1 保育事例演習

園内研修用ワーク2 よりよい保育のために

園内研修用ワーク3 こどもの気持ちと願い

1. 豊かに育つ草加のこどものために



2. ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園（以下、保育園という。）において、こどもの権利条約の4原則の1つである「こどもにとって最もよいこと」を、保育者全員で考え、質の高い保育を目指すとともに、不適切な保育に対する認識を共有し、防止のための対策を講じることを目的としています。

また、不適切な保育が疑われる事案の把握と対応について、明確に示すことで保育者・保育園・市が連携した対策を早期にとり、虐待や不適切な保育の未然防止に努めます。

あるべき保育の姿や質の高い保育を実現するためには、保育者として経験を積むだけでなく、基礎・基本的事項の確認や保育の振り返り、研修などに継続的に取り組むことが大切です。

本ガイドラインを実践につなげるために、事例演習のワークシート等を作成し、保育者自身が日々研鑽を積むとともに、各保育園において振り返りや園内研修などを実施します。

本ガイドラインについては、お茶の水女子大学アカデミック・プロダクション 寄付講座教授 宮里 暁美 先生と文教大学教育学部准教授 宮野 周 先生にご協力いただき、民間保育園長3名と公立保育園長3名とともに検討を進め作成しました。

豊かに育つ草加のこどもたちのために、よりよい保育の実現に向けて、本ガイドラインを活用するとともに、社会や保育制度に合わせて、草加市幼児教育・保育対策協議会などで検討し、継続的な見直しを行ってまいります。



3. 不適切な保育とは？…不適切な保育の類型

虐待や不適切な保育について理解し、自己の保育の振り返りや園内研修などに役立てましょう。

以下、こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を参照しております。

(1) 虐待等について

保育園における虐待	具体例 ※一部抜粋
① 身体的虐待 こどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	蹴る、叩く、激しく揺さぶる、逆さ吊りにする、ご飯を押し込む、戸外に閉め出す、身体的に拘束する など
② 性的虐待 こどもにわいせつな行為をすること又は、こどもをしてわいせつな行為をさせること。	下着のままに放置、こどもの性器を触る・こどもに性器を触らせる、わいせつな言葉を発する・会話する など
③ ネグレクト こどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育園の職員としての業務を著しく怠ること。	必要な看護をしない、おむつや汚れた服を替えない、声かけ・抱き上げなどをしない、適切な食事を与えない、別室に閉じ込める、他の職員の不適切な指導を放置する など
④ 心理的虐待 こどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など、こどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	ことばや態度による脅かし、無視や拒絶的な態度、「バカ」など侮蔑的な言葉、失敗を執拗に責める、自尊心を傷つける言動、孤立的な扱い、感情的な大声の指示、叱責 など

※ この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義します。

※ なお、これらはあくまで例であり、また、明らかに虐待等と判断できるものばかりでなく、個別の行為等について考えたとき、虐待等であるかどうかの判断をしづらい場合もあります。そうした場合には、保育園に通うこどもの状況、保育園の職員の状況等から総合的に判断すべきですが、その際にも、当該こどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要があります。

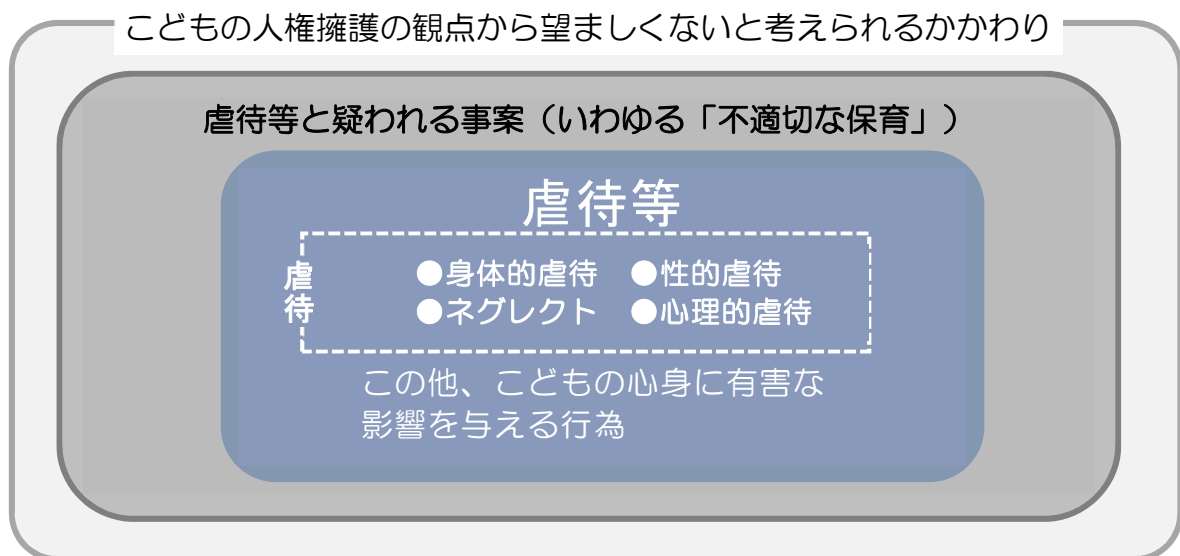
(2) 不適切な保育について

「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（株式会社キャンサーズキャン）では、不適切な保育とは「保育所保育指針に示すこどもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」としています。また、全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「こどもを尊重する保育」のために～」(以下「保育士会チェックリスト」)では、人権擁護の観点から「良くない」と考えられる5つのカテゴリーを基に、不適切な保育の具体的な行為類型として次の5つを示しています。

不適切な保育	
①	こども一人ひとりの人格を尊重しない関わり
②	物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ
③	罰を与える・乱暴な関わり
④	こども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
⑤	差別的な関わり

また、具体的な関わりの中には、不適切な保育とまではいえないものも含まれ、下図のように、不適切な保育の位置づけは、「虐待等が疑われる事案」と捉えなおすこととします。

「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図



4. 不適切な保育が疑われる事案の対応

事案に気付いた時の対応

保育園で行われる保育において、疑問や違和感を抱いた際には、まず施設長や先輩保育士、同僚などに相談しましょう。

園内で相談しにくい内容がある場合には、市の相談窓口にご連絡してください。市の相談窓口は、保護者からの相談も受け付けています。

【市の相談窓口】

保育課 ☎ 048-922-1491 不適切な保育の疑い相談担当
相談メールフォーム



小さな疑問などでも早期に相談すれば、不適切な保育の早期発見や保育内容の改善につなげることができます。

また、認識の違いや誤解が原因であった場合でも、どのような行為から認識の違いや誤解が生まれたかを確認することで、保育を見直し職員の認識を確認する機会になります。

市、保育園による対応

(1) 事案の把握

市または保育園が、保護者や保育者から不適切な保育の疑いや保育に対する疑問などを受け付けた場合には、基本的には、市と保育園で情報を共有し、施設長等が当該保育者やその他の保育者から聞き取りを行い、事実確認後に、関係する保育者や保護者と話し合いを実施します。

話し合いで相互に理解を得られた場合でも、園内では事例を共有し、改善すべき事項について確認をします。

園内で解決しない場合や事実確認により不適切な保育の検証が必要な事案については、保育園が情報を整理して市に報告をします。

また、市が受付をした事案で、市が事実確認をすべきと判断した場合には、市の職員が保育者等から直接聞き取りを行います。

(2) 不適切な保育の検証

不適切な保育の検証が必要な事案については、対象保育園に対して市が調査を実施し、対象保育園に調査の結果を通知するとともに、結果に応じた対応を指示します。

(3) 事実確認後の対応

事案の軽重に関わらず、不適切な保育が疑われた機会を逃さず、同様な事案を発生させないとともに、今後「よりよい保育」を実践できるように保育環境を整えていくことが、市の調査・検証の最大の目的となります。

個別の事案にだけに目を向けるのではなく、保育園の組織全体として改善するための方法を保育園と市が協力して考え、保育園は改善計画を策定し、職員全体で改善に継続的に取り組むことが重要となります。

① 不適切な保育または虐待等として判定されない場合

市の調査・検証の結果、不適切な保育または虐待等として判定されない案件（保護者と園の対応により双方の理解を得られる案件）である場合は、市から対象保育園に必要な情報を提供し、保育内容の確認や見直しを行います。

② 不適切な保育または虐待等として判定される場合

調査・検証の結果、不適切な保育または虐待等として扱うべき案件と判定された場合には、市は保育園に対して指導を実施し、保育園は改善報告を市に行います。また、市は保育園の改善報告の実現に向けた取り組みに対し継続的に助言・指導を行っていきます。

(4) フォローアップ

不適切な保育または虐待等として扱うべき案件については、事案の内容に応じたフォローアップ体制を市及び保育園が整えていくことが大切です。

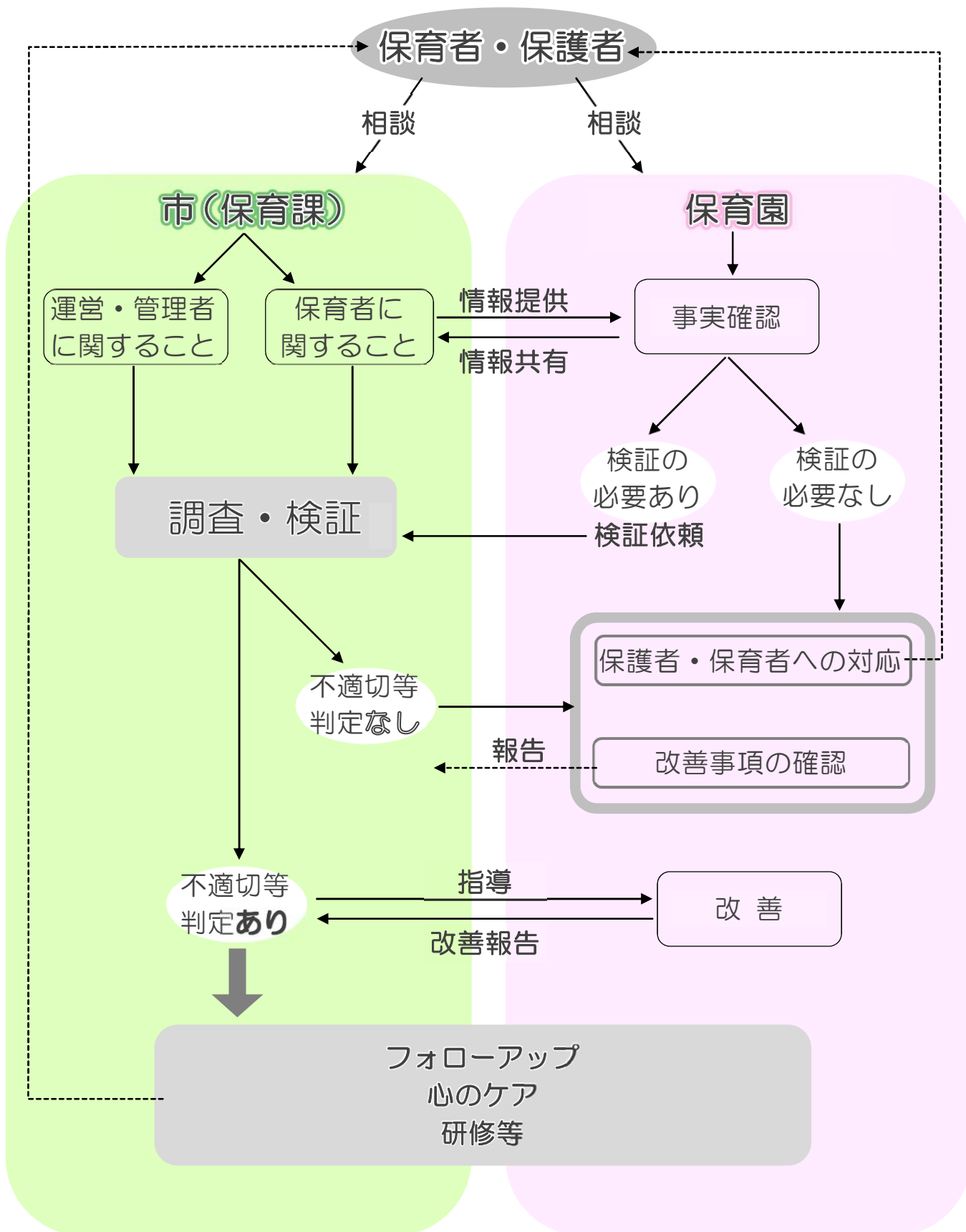
① 心のケア

不適切な保育の被害対象になった子どもと保護者はもちろんのこと、被害対象でない子どもについても、必要に応じて適切なケアを実施していくことが大切ですので、心のケアを実施できる体制を確保していきます。

② 研修等

不適切な保育が疑われる事案が発生した場合には、市及び保育園は、適切な研修や振り返りの機会を作り、再発防止や資質の向上に努めます。

5. 不適切な保育が疑われる事案発生時の対応フローチャート



6. 質の高い保育を目指して

不適切な保育が生じる背景として、保育者一人ひとりのスキルや人権意識と、職場環境に問題があると考えられます。保育者自らが学ぶ意欲を高く持つとともに、市・保育園が連携してサポートしていく体制を整えます。

保育者が取り組むべきこと

基本的な知識とスキルを確実に身につける

誰でも初任の頃には、毎日が初めての体験ばかりで不安があり、必死に保育の知識や技術を身につけようとしていたと思います。しかし経験を積むにつれて、基本的な知識やスキルは「当たり前」に身につけていると思うようになっていませんか？

実は、この「当たり前」が自分の経験、勤務園の「当たり前」になっていたり、分かっているつもりで基本の振り返りなどを疎かにすることにつながり、事故や不適切な保育などが起きる原因となるケースが多いのです。

◎保育所保育指針などを用いて、基礎基本的な知識を再確認しましょう。

保育所の役割…保育を必要とするこどもの健全な心身の発達を
こどもの最善の利益を考慮した最もふさわしい生活の場
保育の方法…一人ひとりのこどもの状況や家庭、生活の実態を把握する
こどもが安心感と信頼感をもって活動できる
こどもの主体としての思いや願いを受け止める
保育所の
社会的責任…こどもの人権を十分配慮する
こども一人ひとりの人格を尊重して保育を行う
(「保育所保育指針」抜粋)

◎定期的に自分自身の保育を振り返りましょう。

保育士会チェックリストなどを活用して、1週間の自分の保育の振り返りに10分程度時間を作って、気付いたことはメモしておくなどの習慣を付けましょう。

◎研修や実習などに新鮮な気持ちで参加しましょう。

研修や実習などに参加できる機会がある場合には、積極的に参加し新鮮な気持ちで臨みましょう。わかっていると思っていることでも、着眼点や発想が違ふことで新たな気付きにつながります。謙虚な気持ちと姿勢が自分を高める原動力になります。

こどもの人権について高い認識をもつ

こどもの人権について高い認識をもつ第一歩は、こどもを一人の人間として、私たち保育者と対等な存在であると認識することです。

その上で、発達過程にあるこどもが、それぞれの個性や発達の状況にも配慮され、「自分は大切な存在として受け止められている」と実感できる保育をすることが保育者に求められる資質となります。

そのためには、こどもの声を聴くことが大切ですが、「声」は、言葉として発せられるものだけでなく、しぐさや表情、姿勢などほんのわずかな変化からも感じ取れることが求められます。

日々多くの時間を共に過ごす保育者だからこそできる共感力を身につけてください。

【参考】 こどもの権利条約 4つの原則

- 第 2 条 差別の禁止…差別のないこと
- 第 3 条 児童の最善の利益…こどもにとって最もよいこと
- 第 6 条 生きる権利、育つ権利…命を守られ成長できること
- 第 12 条 表現の自由…意見を表明し参加できること

(参照) 読んでみよう! 「こどもの権利条約」第1~40条 日本ユニセフ 抄訳

保育のプロとしての意識を常に忘れない

こどもは、一緒に遊び、いつも笑顔で、溢れる愛情をもって関わってくれる保育者のことが大好きです。保育者にとってもこどもたちが楽しそうにして、自分を信頼し慕ってくれることは、人と人が触れ合う仕事を選んでよかったと実感できる瞬間です。保育のプロとして日々研鑽し、耳をすまして、目をこらして、こどもたち一人ひとりの思いを分かろうとする心を持ち続けることで、そのような瞬間に多く出会うことができます。

また、保護者の方との信頼関係を築き、協力してこどもたちの豊かな育ちにつなげていくことも大切ですので、積極的にコミュニケーションをとってください。ただし、気心が知れた感じになったとしても、こどもが個々の特性に応じて成長している様子などは、丁寧に伝えることを心がけましょう。

気の緩みが事故や保護者に誤解を与える原因につながります。

チーム力で保育をする

質の高い保育が実践されている園の特徴として、情報の共有ができていて、共通認識を持って保育に取り組んでいます。

個別な配慮が必要なこどもやクラス運営で困っている状況などを短い時間でも話せる機会を作ったり、こどもたちの成長した姿やエピソードなどを職員で共有し、自園のこどもたちはみんなで育てる雰囲気作りが大切です。

チームで保育に取り組めることは、保育中の見落としなども防ぐことにつながり、安全な保育の実施にも欠かせないことです。

人間は強くありませんし、うまくいかないと誰か（こども・親・保育者・施設長など）のせいにして自分を守ろうとしてしまいがちになります。園の職員全体で風通しの良い職場環境を作って、保育者が孤立しないようにしてください。

誰もが安心できる場所であること

第一にこどもが安心できる居場所であること、次に保護者が安心してこどもを預け、安心して相談できる場所、そして保育者にとって、楽しく喜びをもって働ける場所でありましょう。そのためにも、日々の保育の振り返りや気付きを共有できる園の雰囲気づくりに、園全体で取り組みましょう。

市が取り組むべきこと

（１）研修等の継続的な実施

- ① 本ガイドラインや事例集などの演習資料を整え、保育園の園内研修で、基本的な事項の確認や様々な保育場面の振り返りを園内研修で、継続的に取り組めるよう支援します。
- ② 「こどもの権利や人権」「よりよい保育」などをテーマにした研修を市が実施し、保育者の意識啓発を図ります。
- ③ 園長など保育園の管理者やリーダーとして求められる能力の向上を図るため研修やグループワークの機会などを提供します。

（２）巡回支援などの実施

- ① 不適切な保育の事案発生に関わらず、保育園における日常的な保育において改善が望ましい点などがいないかを確認・指導できるように、市職員等による巡回支援等を実施します。
- ② 市が実施する指導監査において、不適切な保育に関するチェック項目を設け、適切な保育が常に実施されるように確認をします。